

地区社会福祉協議会支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人富山市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第2条第3号の規定に基づき、小地域福祉活動の中心的役割を担う地区社会福祉協議会の活動基盤を強化するため、地区社会福祉協議会に対する地区社会福祉協議会支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金額)

第2条 協議会長は、別表に定める基準により、地区社会福祉協議会に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成金交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、地区社会福祉協議会支援事業助成金交付申請書（様式第1号）により、協議会長に申請する。

(交付の決定)

第4条 協議会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により助成金を交付すべきものと認めたときは、地区社会福祉協議会支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告)

第5条 助成金の交付を受けた者は、事業完了後速やかに、当該地区社会福祉協議会の事業報告書ならびに収支決算書により、協議会長に対して実績を報告しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は協議会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別 表

地区社会福祉協議会支援事業助成金一覧

区 分	算定基準	助成金額
基本分	～1,000世帯未満	年額20,000円
	1,000～2,000世帯未満	年額30,000円
	2,000世帯～3,000世帯未満	年額40,000円
	3,000世帯以上4,000世帯未満	年額50,000円
	4,000世帯以上5,000世帯未満	年額60,000円
	5,000世帯以上	年額70,000円
実績分	前年度市社協一般会費納入世帯	1世帯につき15円

※基本分の世帯数は、当該地区の前年度9月末日現在の住民基本台帳を基に算出する。